

事業体系図（概要）

令和8年度東京都における
介護人材の確保・定着・育成に向けた取組について

確保

多様な人材の参入促進

～未経験者向け～

■かいごチャレンジ職場体験事業

～学生、主婦、元気高齢者及び離職者等向け～

■介護職員初任者研修取得支援事業

■介護職員就業促進事業

■地域を支える「訪問介護」応援事業

- ・中山間地域等における採用活動支援
- ・ホームヘルパー等への同行支援
- ・経営改善の支援
- ・登録ヘルパー等の常勤化支援
- ・採用経費補助

拡

～未経験者向け～

■介護職員奨学金返済・育成支援事業

育成・定着含

拡

～イメージアップ～

■介護現場のイメージアップ戦略事業
～介護WITHプロジェクト～

■TOKYO福祉キャスト育成事業

新

住宅費の負担軽減

■介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

■東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業

■介護職員の宿舍施設整備支援事業

定着

職場環境の改善

■介護現場改革促進事業

拡

- ・デジタル機器導入支援
- ・次世代介護機器導入支援
- ・人材育成促進支援
- ・組織・人材マネジメント支援

■介護DX推進人材育成支援事業

■介護現場のDX・タスクシェア促進事業

■地域におけるケアプランデータ連携
システム活用促進事業

■介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業

確保含

■介護現場におけるハラスメント対策強化
事業■介護事業者経営力強化等サポート事業
(TOKYO介護Bizサポート事業)

新

- ・実行支援型経営体制サポート事業
- ・人材育成促進支援事業（再掲）
- ・小規模事業者向け公的バックオフィス事業
- ・介護事業所における書類管理負担削減に係る
調査研究事業

■介護・障害福祉サービス等事業所における
育児介護休業等両立支援事業

新

■介護事業所等に対するサービス継続支援事業

新

育成

資質の向上

■現任介護職員資格取得支援事業

■代替職員の確保による現任介護職員
等の研修支援事業

■介護職員スキルアップ研修事業

■介護職員等によるたんの吸引等の
ための研修事業

拡



区市町村の取組支援

■東京都区市町村介護人材対策事業

■高齢包括補助事業

・介護職員宿舍借り上げ支援事業

・外国人介護従事者等に対する日本語学習支援事業

その他：■人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業

■訪問介護事業者におけるE V車・E Vバイク導入支援事業

外国人材の受入れ環境整備

- 外国人介護従事者受入れ環境整備事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業
 - ・ 海外への魅力発信・マッチング促進
 - ・ 関係団体との連携体制構築
 - ・ 受入れ調整機関活用経費補助
- 外国人介護従事者受入れ環境整備事業
- 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業
- 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業
- 介護施設等による留学生受入れ支援事業
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業

ケアマネジメントの質の向上

確保・定着

資質の向上

- 居宅介護支援事業所経営改善等支援事業
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（再掲）
- 介護支援専門員再就業等支援事業
- 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業（再掲）

- 介護支援専門員研修事業
- 居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修事業

【再掲】2040年に向けたさらなる取組

より幅広い層への働きかけ

- かいごチャレンジ職場体験事業
- 介護現場のイメージアップ戦略事業
～介護WITHプロジェクト～
- 地域を支える「訪問介護」応援事業

さらなる職場環境改善
(介護現場の生産性向上)

- 介護現場改革促進事業
 - ・ デジタル機器導入支援
 - ・ 次世代介護機器導入支援
 - ・ 人材育成促進支援
 - ・ 組織・人材マネジメント支援
- 介護DX推進人材育成支援事業
- 介護現場のDX・タスクシェア促進事業

外国人従事者の積極的な受入れ

- 外国人介護従事者受入れ環境整備事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業
 - ・ 海外への魅力発信・マッチング促進
 - ・ 関係団体との連携体制構築
 - ・ 受入れ調整機関活用経費補助
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業

他

介護ニーズの増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを提供できるよう、生産性向上に取り組む介護事業者を支援
 【R8予算額(案)】3,700,972千円

介護事業所における生産性向上の取組に向けた課題

機器導入や人材育成のための仕組みづくりといった環境整備に対する費用負担が重いこと

生産性向上に取り組むための組織体制が不十分であること

I 職場環境整備

2つの施策

II 組織・人材マネジメント

福祉保健財団に生産性向上に関するワンストップ窓口
 (介護職場サポートセンター-TOKYO) を設置

1 デジタル機器導入促進支援事業

・対象拡充(養護・軽費)

- ・ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、Wi-Fiルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要なネットワーク機器等の購入等に係る経費の補助
- ・システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費の補助

2 次世代介護機器導入促進支援事業

・対象拡充(養護・軽費)
 ・補助上限額の引き上げ

- ・移乗介護、移動支援、見守り・コミュニケーション等の機器の購入、見守り支援機器導入に伴う通信環境整備等に係る経費の補助

3 人材育成促進支援事業

・支援メニューの拡充

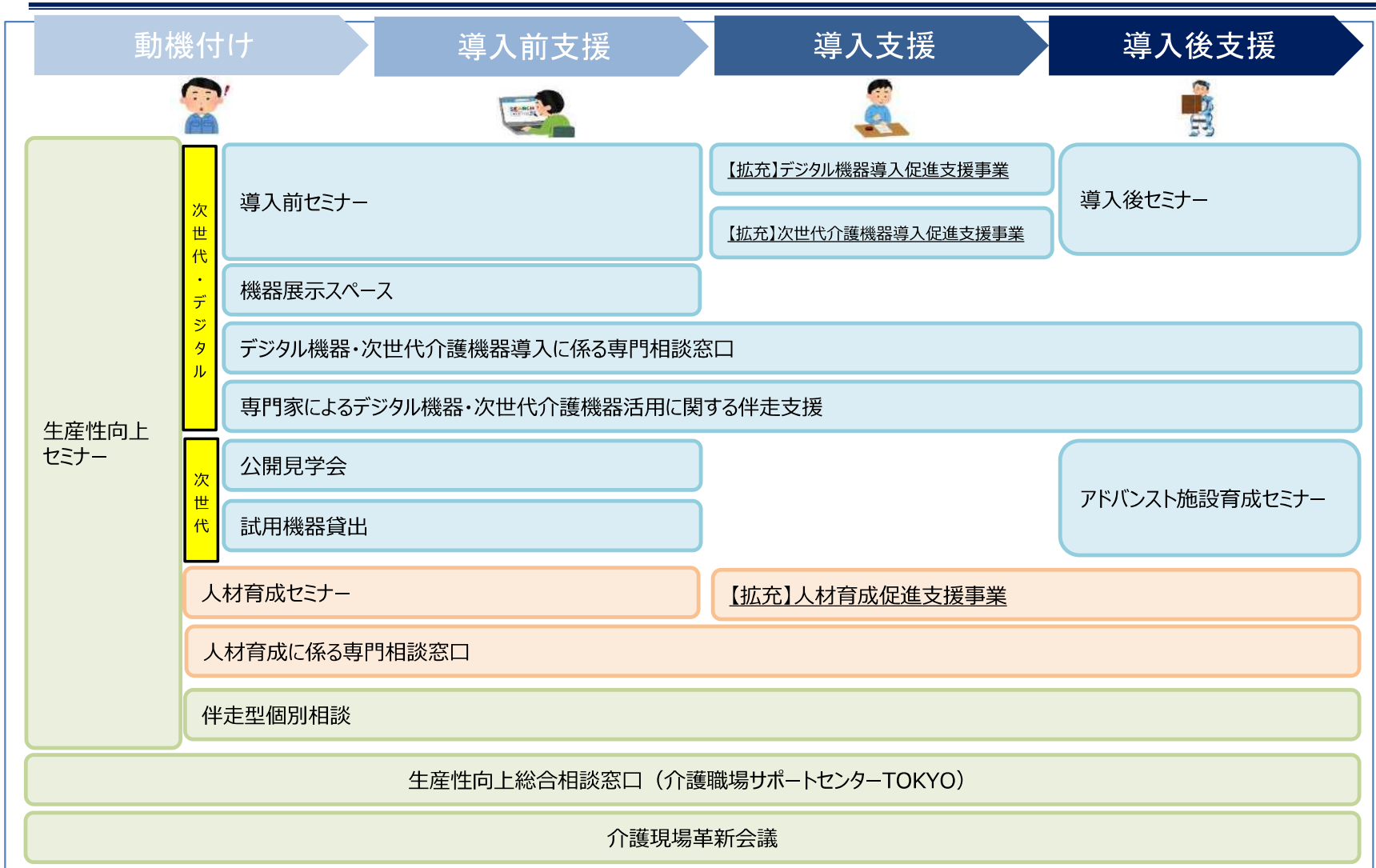
- ・人材育成の仕組みづくりに係るコンサル経費(※)、研修受講経費等人材育成に関する経費に対する補助
 ※人事給与制度の改善を行う場合は補助基準額を引き上げ

4 組織・人材マネジメント支援事業

- ・国のガイドラインを活用した生産性向上セミナー
- ・専門家による生産性向上の取組に向けた個別支援
- ・専門家によるデジタル機器・次世代介護機器の導入・効果的な活用に関する個別支援
- ・デジタル機器及び次世代介護機器の導入前後セミナー
- ・次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設(アドバンスト施設)を育成するためのセミナー
- ・アドバンスト施設を活用した見学会、機器展示スペースの設置及び専門家による相談窓口の設置
- ・試用機器の貸出し
- ・人材育成の必要性、仕組みづくり等ノウハウを提供するセミナー等
- ・人材育成の仕組み作りに関する専門家の相談窓口の設置
- ・人材確保、経営、機器開発等に関する相談を受け、関係機関につなぐ窓口の設置

介護現場革新会議
 ・介護現場の生産性向上や人材確保を推進する観点から、介護現場の課題の対応方針や介護生産性向上総合相談センターの運営方針等について協議
 都が直接開催

令和8年度現場改革促進事業の全体像（支援フェーズ別の整理）



動機付け

導入前支援

導入支援

導入後支援

次世代・デジタル

次世代

生産性向上
セミナー

導入前セミナー

機器展示スペース

デジタル機器・次世代介護機器導入に係る専門相談窓口

専門家によるデジタル機器・次世代介護機器活用に関する伴走支援

公開見学会

試用機器貸出

人材育成セミナー

人材育成に係る専門相談窓口

伴走型個別相談

生産性向上総合相談窓口（介護職場サポートセンターTOKYO）

介護現場革新会議

【拡充】デジタル機器導入促進支援事業

【拡充】次世代介護機器導入促進支援事業

【拡充】人材育成促進支援事業

導入後セミナー

アドバンスト施設育成セミナー

: デジタル機器・次世代介護機器の導入支援に係る事業

: 人材育成の支援に係る事業

: 生産性向上全般に関する事業

介護DX推進人材育成支援事業

資料3 (別紙2)

課題

介護事業所内にDXに係るリーダー的人材がおらず、継続的に生産性向上の取組を進められない

- ✓ 都においては、介護現場改革促進事業により、コンサル派遣や専門相談窓口の設置、コンサル委託経費に対する補助等を実施しているが、これらを利用しても事業所内に専門性を持つ人材がない場合は、一過性の取組となるリスク

DX推進人材育成事業の概要

★生産性向上を推進するリーダー職員の育成を支援し事業所の継続的な生産性向上の取組体制を確保

【補助対象経費】 ・リーダー職（DX人材）に対する手当
・IT資格等の取得やセミナー受講にかかる経費

【補助基準額】 DX人材1人あたり50万円／年（1法人最大2人まで）
※対象経費のうち、1/2（年間25万円）以上は手当として支給

【補助率】 10 / 10 【補助対象期間】 1法人当たり3年間申請可 【R8予算額(案)】 279,940千円

期待される効果

- ✓ 介護現場改革促進事業では、介護事業所外部からのアプローチを強化してきたが、DX推進人材育成事業により、事業所内部でのDXへの対応力を向上させ、介護現場改革送信事業の取組をより効果的に事業所内で活かしていけることが期待
- ✓ 介護現場改革促進事業とDX推進人材育成事業の両事業の相乗効果により介護現場のDXの取組を強力に推進

介護現場改革推進事業

デジタル機器等の導入支援や
コンサルの個別支援など



DX推進人材育成事業

介護事業所内のDX人材育成



令和8年度 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業 資料3 (別紙3)

現状と課題

- 国は、令和5年度より、ケアマネ・居宅サービス事業所の事務負担軽減を目的として「ケアプランデータ連携システム」の運用開始
 - 令和6年度報酬改定で、システム利用を要件にケアプラン取扱い上限件数を緩和するなど事業所における活用を促進
 - 都は、システム利用料への補助やケアマネ事務職員の雇用経費補助などの支援を実施しているが、システムの普及率は7.7%
(令和7年1月時点、全国平均6.7%)
- (課題1) システムに対する事業所の理解（操作方法、費用対効果等）が進んでいない
(課題2) 有効活用には、ケアマネ事業所と連携先の居宅サービス事業所の双方での導入が必要

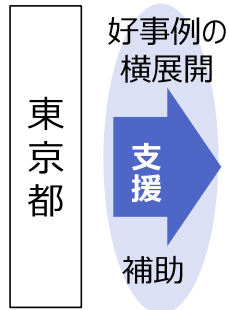
⇒ システムの普及を強力に進めるためには、保険者である区市町村が主体となって面的に取り組を進めていくことが重要

事業概要

< 地域一体となってケアプランデータ連携システムの導入促進に取り組む区市町村を支援 >

【補助対象】 都内区市町村
【予算額(案)】466,600,000円
【基準額】 最大3,000万円
【規模】 38区市町村
【補助率】 10/10

【対象経費】
・利用料補助経費
・導入促進の取組に係る経費など
(取組例) 管内事業所の実態調査
システム利用に係る研修
コンサルによる伴走支援



期待される効果

- ✓ ケアマネ・居宅サービス事業所の経費削減、介護職員の負担軽減
- ✓ ケアマネ事務職員雇用経費補助との相乗効果によって、取扱いケアプラン数増による収入増

【新規】介護事業者経営力強化等サポート事業 (TOKYO介護Bizサポート事業)**事業目的**

- 介護事業者における介護人材の確保や経営上の困難性が増している状況を踏まえ、経営力の強化を図るとともに、小規模事業者の事務の効率化や経営の協働化等を支援

事業概要

※1・3・4は委託、2・5は補助により実施

1 実行支援型経営体制サポート事業

- ✓ 介護事業者の経営改善等につなげるため、経営情報の分析を踏まえ、助言にとどまらず、さらに一歩踏み込んだ実務支援を実施

2 人材育成促進支援事業

- ✓ 介護事業者の生産性向上に向け、人材育成の仕組みづくりに取り組む介護事業所に対して、長期的な取組を新たに支援
(補助基準額：最大100万円 補助率：10/10 規模：100事業所) ※R8拡充部分の概要

3 小規模事業者向け公的バックオフィス事業

- ✓ 介護事業者の事務負担軽減につなげるため、小規模な介護事業者が共同で実施することでスケールメリットが出せる業務を集約するバックオフィスを東京都で開設し、参画する介護事業者への支援を実施

4 介護事業所における書類管理負担削減に係る調査研究事業

- ✓ 介護事業者の書類管理負担軽減に向けたBPR (業務の最適化) を実施

5 パートナー訪問介護 (仮称) トライアル事業

- メインの訪問介護事業所 (パートナー訪問介護事業所) が中心となり、地域の訪問介護事業所が連携して1人の利用者に対応する仕組みを試行
(補助基準額：150万円 補助率：10/10 規模：3ネットワーク)

TOKYO介護Bizサポート事業

①【新規】実行支援型経営体制サポート事業（検証）

1 現状・課題

- 都や中小企業振興公社等では、介護事業者に対して、既に様々な経営改善や協働化等支援を実施している。
- しかし、事業者や支援者である職能団体からは、既存支援は助言が主であり、その後の実務支援がないことから、特に小規模事業者においては助言に基づいた経営改善等が実行できないといった声があった。
- また、中小企業への経営支援等を実施している産業労働局からも、経営者が経営改善に取り組めなければ、支援をしても成果に結びつかないという話があった。

⇒小規模事業者を経営改善等に繋げるためには、助言支援にとどまらず、さらに一步踏み込んだ支援が必要

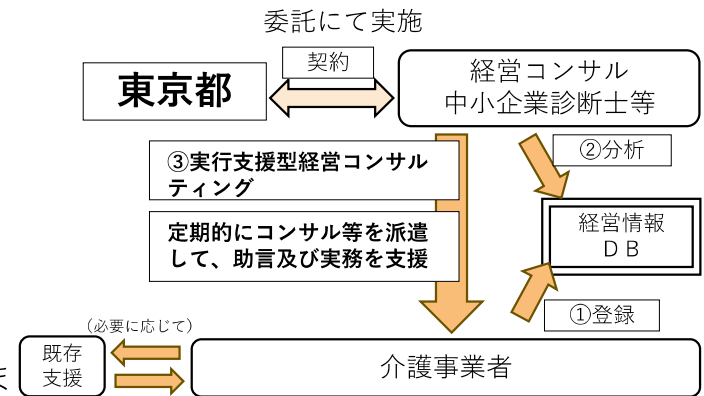
2 事業内容

- 【支援対象】** 都内で介護保険サービス事業所を運営する法人
※経営DBで収支状況を確認の上、都からプッシュ型で声掛け
- 【R8予算額】** 77,358千円
- 【規模】** 5法人（試行的実務支援型経営コンサルティング）
- 【内容】** 下記内容を委託により実施

①試行的実務支援型経営コンサルティング（検証）
経営助言を必要とする事業者に対し経営改善、M&Aや廃業に向けた手続き等、経営者の希望と経営状況に応じて助言にとどまらず、実務支援を行う。

②R9年度以降に適切な支援方法の検討分析

上記の試行的実務支援型経営コンサルティングを通じて、地域に介護サービス資源を残していくために適切な施策のニーズの検討・分析を専門的知見から明らかにする。



TOKYO介護Bizサポート事業

②【拡充】人材育成促進支援事業

事業内容

- ✓ 現行制度では、生産性向上に向けて、人材育成の仕組みづくりや改善に取り組む介護事業所を支援
- ✓ 昇給の在り方検討調査事業の有識者検討会においてとりまとめる人事給与制度導入マニュアルの公表を踏まえ、人事給与制度の導入・改善に取り組む介護事業所への支援体制をさらに充実させる

【対象】 都内介護保険サービス事業所

【予算額】 156,000千円

	拡充部分	現行部分
補助基準額	100万円（継続して3年間利用可）	35万円（1事業所1回のみ）
補助率	10/10	10/10
実施規模	100事業所	400事業所
対象経費	(1) コンサルティング経費※ 必須 (2) 研修受講及び資格取得経費 (3) 代替職員経費 ※(1)は必須、(2)・(3)は任意	(1) コンサルティング経費 (2) 研修受講及び資格取得経費 (3) 代替職員経費 ※(1)から(3)のうち任意のメニューを実施
コンサルの内容	人事給与制度導入・改善のため、長期間に渡り伴走支援を実施 ※人事給与制度の導入・改善に係るコンサルを入れることが必須。	研修体系や業務マニュアルの見直し等
拡充の背景	「1年目：制度の導入／2年目：運用（入れたことによって発生した課題）／3年目：見直し」を想定。制度導入後の定着までを支援する。	

TOKYO介護Bizサポート事業

③【新規】小規模事業者向け公的バックオフィス事業

○小規模な介護事業者が、共同で実施することでスケールメリットが出せる業務について、集約できるバックオフィスを東京都で設置、参加したい事業者を募集

- ・利用者への請求事務などの集約、加算取得に当たって必要な書類の作成支援
- ・その他、法定研修のオンライン提供、介護保険制度改定に伴う事務作業の支援、計画（BCP、感染症など）の作成支援など、まとめることが効率的なものを提供
- ・法務（リーガルチェック等）や申請手続き書類代行、経営上の専門相談等、弁護士や税理士等の相談を仲介

バックオフィス本部
(公的バックオフィス)

<想定される事務>

- ・利用者への請求事務
- ・加算取得に必要な書類作成
- ・法定研修のオンライン提供
- ・制度改定時の事務作業
- ・運営にかかる専門家派遣 等

介護事業者

参画

支援



- ・事務負担から解放され、サービスに集中
 - ・事業者同士の関係構築
 - ・経営改善について考える
- ➔将来的に協働化や経営統合

【内容】

委託料：介護事業者の事務について共同化できるものを抽出・分析し、令和8年度末から段階的に運用開始

【対象】 都内で介護保険サービス事業所を運営する法人

【予算額】 144,722千円

TOKYO介護Bizサポート事業

④【新規】介護事業所における書類管理負担削減に係る調査研究事業

現状と課題

○都はこれまで、デジタル機器（ICT機器）の導入や人材育成等、生産性の向上に向けて取り組む介護事業所を「介護現場改革促進事業」等により支援してきた。この結果、**一気通貫となる介護ソフトの導入率は、約5割（令和6年度）**となるなど、**一定の成果を挙げたが**、介護事業所からは**なお書類管理に関する負担の声が根強い**。

○介護保険法に基づき事業所に具備すべき書類は、全て電子保存が可能であり、また、紙を使用せず電子上で交付することも可能。しかしながら、**電子保存の要件（タイプスタンプ、改ざん防止措置、システム認証など）が厳しく、特に小規模な事業所では対応が困難**。

○また、**保険者による監査時などに、紙による資料提示を求められたり、利用者・家族との契約、説明は、紙での署名・押印の方が簡便**であったりといった理由から、**紙保管のニーズは一定存在**。

今後、都内介護事業所全体の書類管理負担を軽減するためには、介護事業所が紙ベースで書類を保管せざるをえない実態を正確に把握し、**加算の取得等、日々の事務業務負担を可視化**したうえで、**デジタルを前提とした介護サービス事業のBPRが不可欠**。

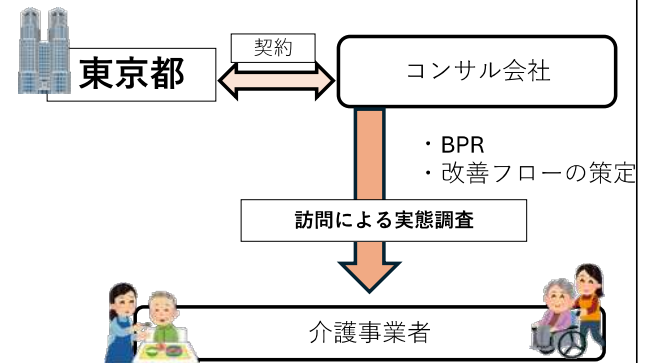
事業内容

コンサルティング会社への委託により、**介護サービス運営のBPRを実施し、都内介護事業所における書類管理負担軽減に向けた改善フローを策定**する。

【委託内容】

- ①介護事業所への訪問による書類管理負担の実態把握（30事業所程度）
- ②加算取得、記録、請求等に係る実態把握による課題の可視化
- ③デジタルを前提とした介護サービス事業の運営にあたっての改善フローを策定
- ④都内介護事業所において、改善フローを実施する上でのマニュアルやフローの整備

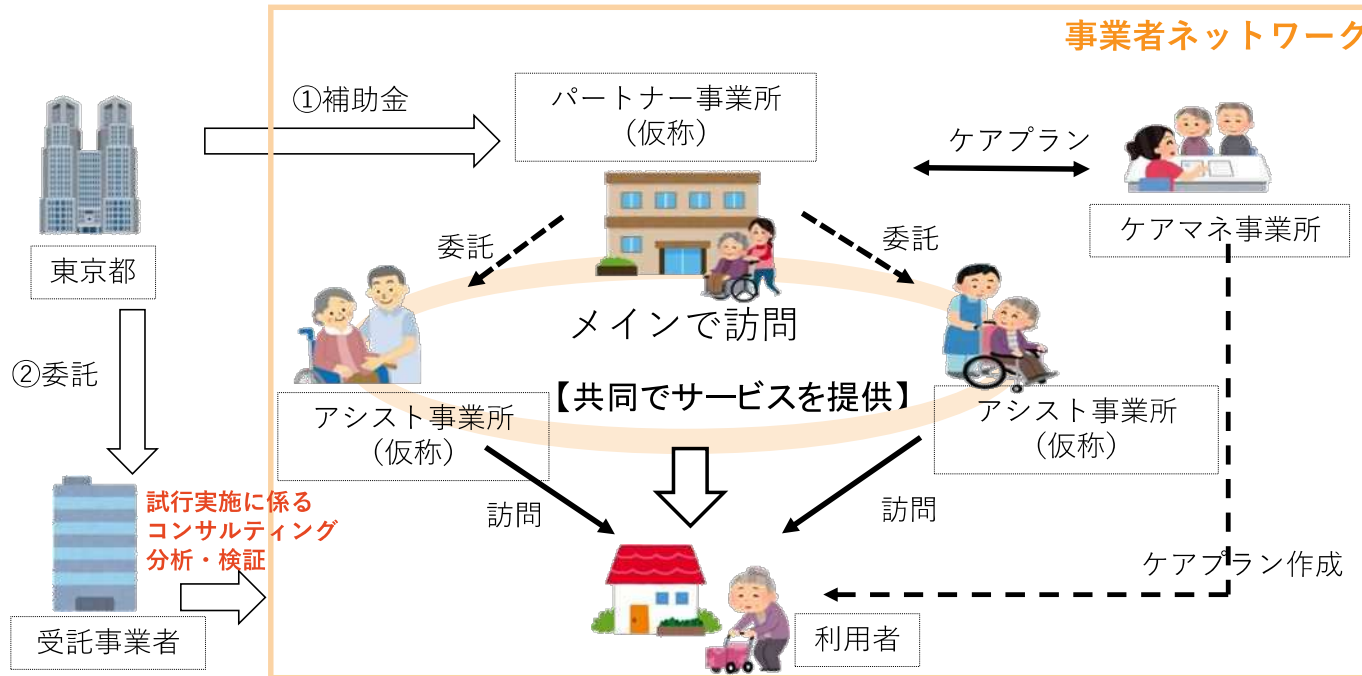
【R8 予算額】 **81,846千円**



TOKYO介護Bizサポート事業

⑤【新規】パートナー訪問介護（仮称）トライアル事業

- 一つの訪問介護事業所では利用者のニーズを満たすことが難しくなっていることから、地域の訪問介護事業所が連携して対応する仕組みの実現可能性を検証する。
- 地域の中核的な訪問介護事業所が利用者の「パートナー事業所」となり、中心となって利用者を支えつつ、不足する訪問を地域の小規模事業所（アシスト事業所）に委託する。
- 令和8年度検証事業においては、本事業に参画するパートナー事業所に対し東京都が補助するとともに、**委託にて分析・検証を実施する。**



【実施内容】

- ①複数事業所の相互委託によるサービス提供を都独自に試行実施する（パートナー訪問介護事業所への補助）。
- ②効果検証のため、コンサル事業者等に委託の上、試行実施関係者にアンケートを実施・分析する。

【規模】 3ネットワーク

【予算額】 14,648千円

介護事業所等に対するサービス継続支援事業

資料3 (別紙5)

R7最終補正予算：4,192百万円

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、**将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助**を行う。

② 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
・特に長距離移動が求められる**訪問系サービス等**においては、**訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費**、
・大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、**介護事業所・施設**について、**衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品**などの購入費用等に対する補助を行う。
- **暑さ対策や、電動アシスト自転車の購入、非常用電源等の整備に要する経費**については、**国庫補助上限額を超えた額について、上乘せして補助**を行う。

③ 施策の実施要件 (対象、補助率等) 等

(1) 実施主体

都道府県

(2) 補助対象事業所・補助上限額 (国庫補助分)

■ 訪問介護、通所介護事業所

訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円 ※訪問回数に応じ区分

通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円 ※利用者数に応じ区分

■ 施設系 (特養 (地密含む)、老健、介護医療院、短期入所、養護、軽費)

定員 1人あたり6千円

■ その他介護事業所・施設

訪問看護等 1事業所あたり20万円

(3) 補助対象経費

① 介護サービスを円滑に継続するための対応

・猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用

(例) 訪問・送迎の移動の経費

ネッククーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ

業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など

② 災害備蓄等への対応

・介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用

(例) 飲料水、食料品等の備蓄物資 (ローリングストックの初期費用)

ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池

※ 上記はあくまで例示であり①②の趣旨目的に反しないものであれば対象

【補助基準額イメージ】

訪問介護事業所・1月あたりの延べ訪問回数2,001回以上の場合

